事　務　連　絡
令和６年 12 月２日

各 ｛都道府県／指定都市／中核市｝ 高齢者保健福祉／障害保健福祉 主管課 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成十七年法律第百二十四号）第 13 条及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成二十三年法律第七十九号）第 13 条に基づく面会の制限に係る通知への教示文の記載について

日頃より、高齢者保健福祉行政及び障害保健福祉行政の適正な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

先般、最高裁決定により、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下、「高齢者虐待防止法」という。）第 13 条に基づき、市町村長が行う、高齢者虐待を行った養護者と養護者による高齢者虐待を受けた高齢者との面会の制限については、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第３条第２項）に当たると解するのが相当とする判決が確定したところです（福岡地方裁判所令和４年（行ウ）第 52 号（令和５年４月 26 日付け）、福岡高等裁判所令和５年（行コ）第 35 号（令和５年 10 月 19 日付け）、最高裁判所令和６年（行ツ）第 67 号及び令和６年（行ヒ）第 84 号（令和６年８月 29 日付け））。

これを受け、各自治体におかれては、高齢者虐待防止法第 13 条及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 13 条に基づく面会制限について、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第３章の適用を受けることに留意するとともに、当該面会制限に係る通知において、審査請求及び取消訴訟ができる旨の教示文を記載いただきますようお願いいたします。

なお、貴管内市町村（特別区を含む。）等への周知を徹底していただくようお願いします。

（参考）

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）

（面会の制限）

第十三条　養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

○障害者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

（面会の制限）

第十三条　養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

○行政手続法（平成五年法第八十八号）

第三章　不利益処分

第一節　通則

（処分の基準）

第十二条　行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

２　行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条　行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一　次のいずれかに該当するとき聴聞

イ　許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ　イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ　名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ　イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

２　（略）

（不利益処分の理由の提示）

第十四条　行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

二～三　（略）

○行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）

（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）

第四十六条　行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

一　当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者

二　当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

三　法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

２　行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

３　行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

一　当該訴訟の被告とすべき者

二　当該訴訟の出訴期間